

重要技術の流出防止等の取組に関する手順書の策定に向けて



令和7年6月11日

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局



今後のスケジュール（案）

2025年度（令和7年度）

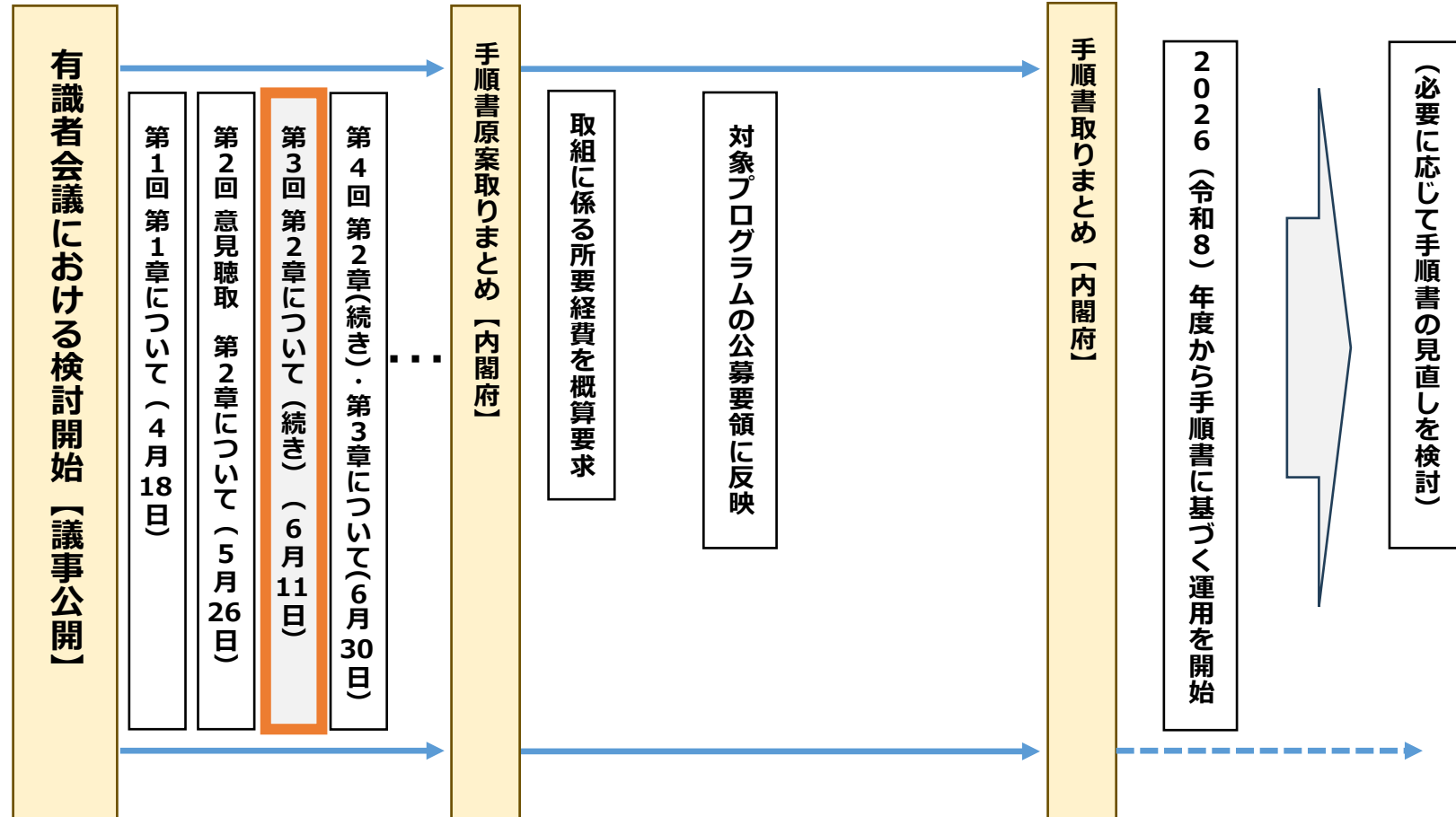
2026年度（令和8年度）

4月

7月 8月末

3月

4月



手順書について（主に第2章（3）及び（4））



構成（目次案）

はじめに

第1章 重要技術の流出防止等のための基本的な対応方針について

- （1）基本的な考え方
- （2）本手順書の性格・位置付け
- （3）用語の定義
- （4）各主体に求められる役割

第2章 重要技術の流出防止等のための枠組み

- （1）基本的な枠組み
- （2）対象とするプログラムの考え方

（3）リスクマネジメントの手順

- ・ リスクマネジメントのプロセスについて
- ・ 研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について

（4）プログラムに応じた取扱

- ・ 「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」の整理について
- ・ 手順書の対象となり得る競争的研究費について

本日まで説明する
内容

第3章 関係者に求められる事項

おわりに



第2章（3）リスクマネジメントの手順

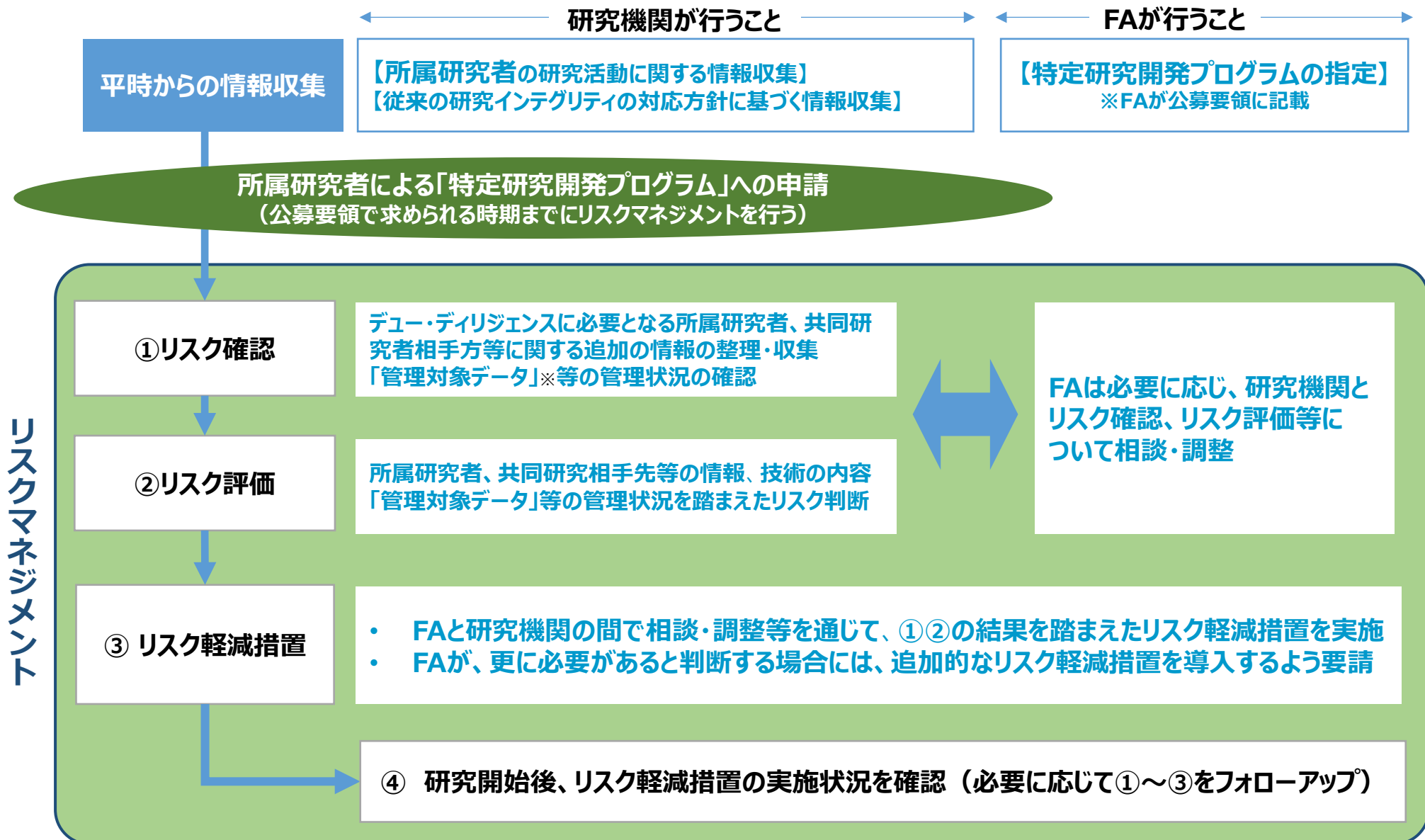


リスクマネジメントのプロセスについて



FA及び研究機関が行うリスクマネジメントの手順（案）

政府の役割については、第1回有識者会議資料参照（令和7年4月18日開催）



※「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日)の定義に従う

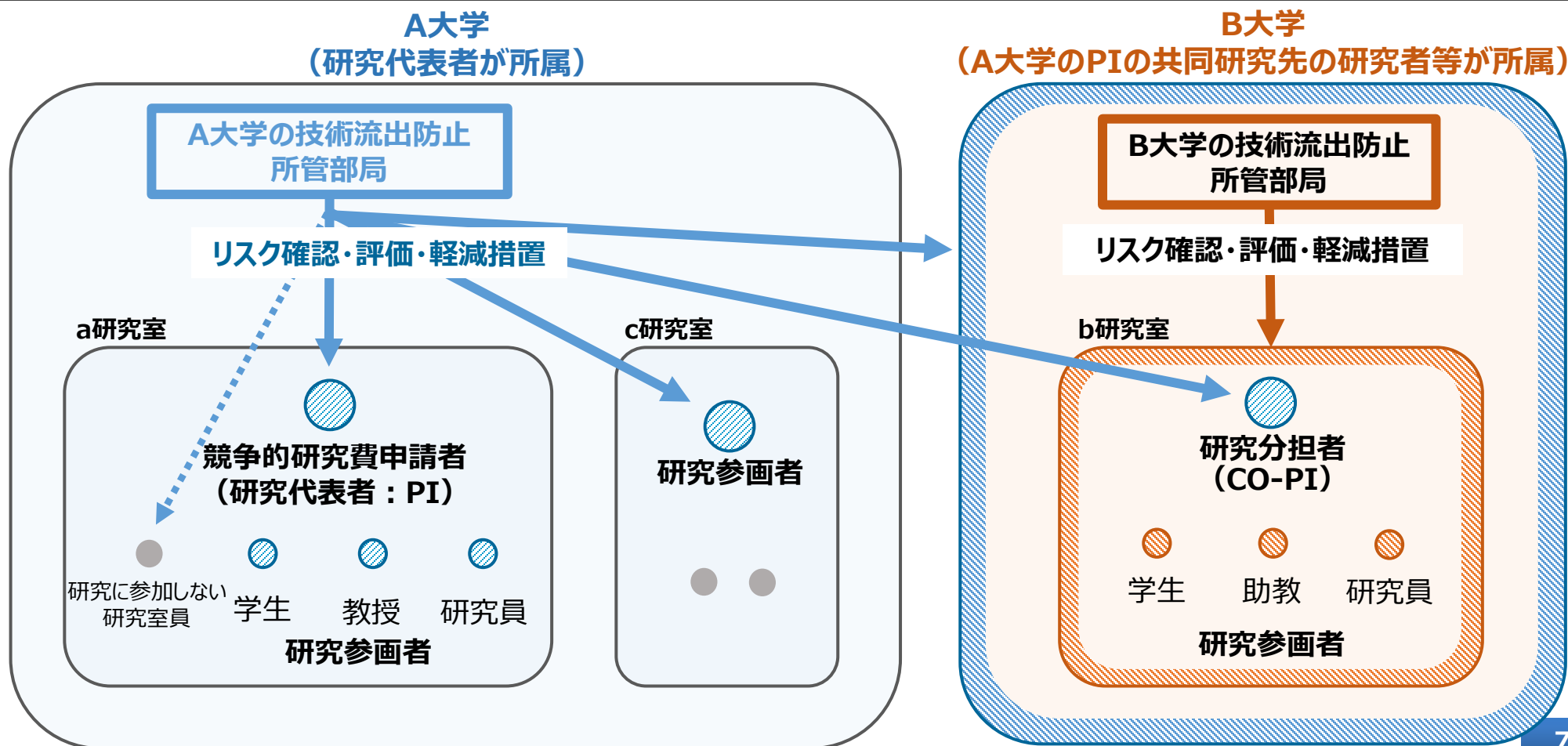
研究機関が行うリスクマネジメントのプロセスについて（案）

リスクマネジメントの対象範囲についての考え方（イメージ）

※第2回有識者会議資料より（令和7年5月26日開催）

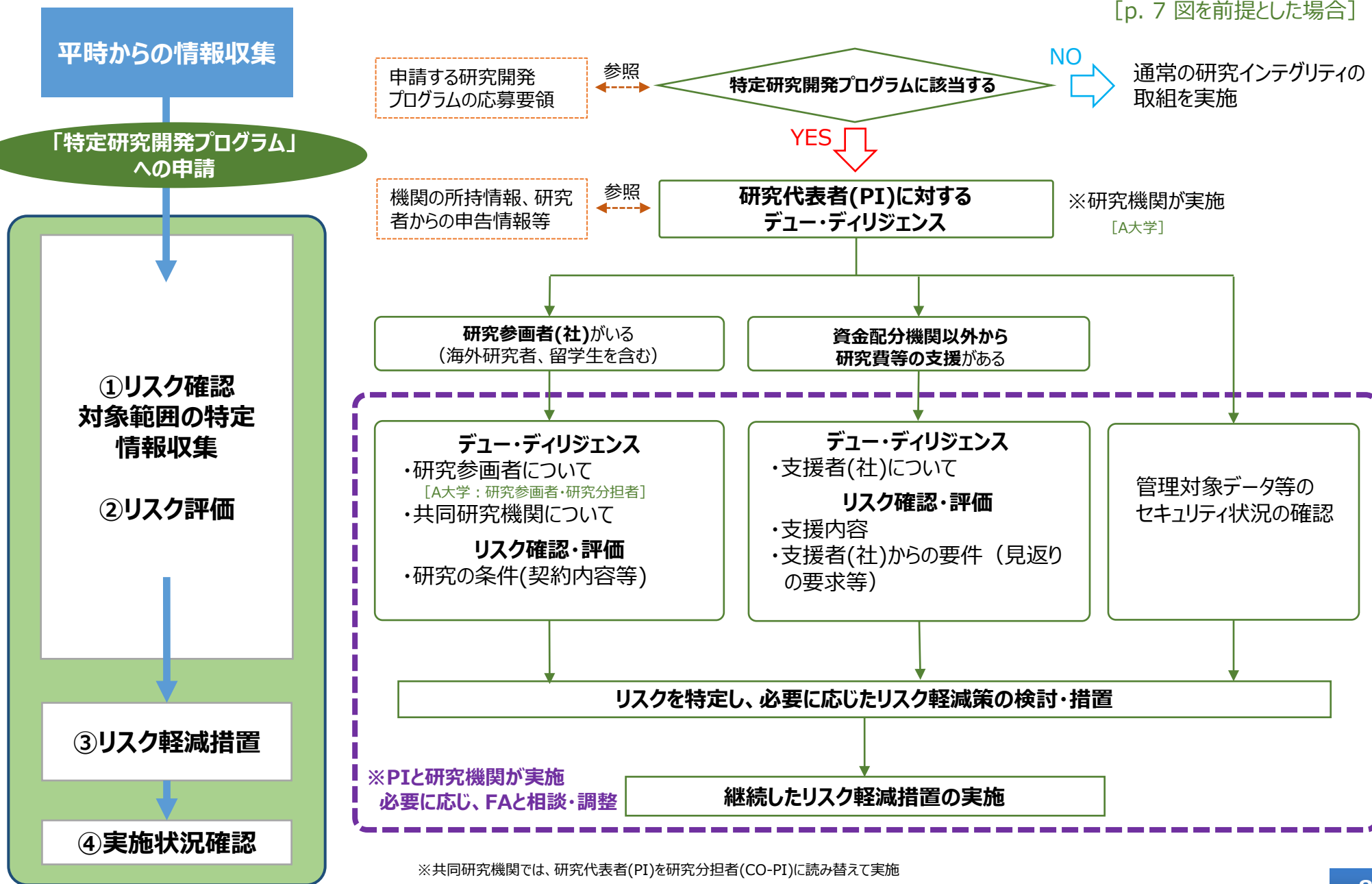
- A大学（PIが所属）は、
 - A大学に**所属する研究者（PI、研究参画者※1）**、「**管理対象データ※2**」等の**管理**
 - 共同研究先となる**B大学及びB大学に所属する共同研究先の研究分担者** について、
 - B大学（共同研究機関）は、
 - **B大学に所属する研究者チーム（研究分担者、研究参画者）**、「**管理対象データ**」等の**管理** について、
- リスクマネジメント（デュー・ディリジェンスを含む）を行う。

※1 研究室の状況等に応じてFAと調整する可能性あり
※2 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）の定義に従う



研究機関が行うリスクマネジメントのプロセスについて（案）

[p. 7 図を前提とした場合]



研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について



研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

リスクマネジメントの手順（第2回資料より）

平時からの情報収集

「特定研究開発プログラム」への申請

① リスク確認

② リスク評価

③ リスク軽減措置

④ 実施状況確認

【リスクマネジメントのためのツールについて】

- リスクマネジメントの実施にあたり、別途入手可能な情報としては、当面各研究機関で入手可能な範囲とする。基本的にオープンソース情報を前提とし、その例としては以下の通り
（例）
 - ✓ 学術論文データベース（Web of Science、Scopus等）
 - ✓ ポータルサイト（Google Scholar等）
 - ✓ 研究データベース（e-Rad、科研費データベース、researchmap等）
 - ✓ 知的財産データベース（特許データベース（J-PlatPat）等）
 - ✓ 外国ユーザーリスト、外国エンティティリスト、国連制裁リスト等
- インターネット上で公開されている上記以外の情報も参照可能であるが、情報の信頼性や出所の正確性について慎重に確認することが求められる

研究機関が平時から収集する情報について（案）

リスクマネジメントの手順（第2回資料より）

平時からの情報収集

「特定研究開発プログラム」への申請

① リスク確認

② リスク評価

③ リスク軽減措置

④ 実施状況確認

【研究セキュリティ・研究インテグリティを扱う部署の指定※】 ※「第3章 関係者に求められる事項」において検討を予定

- 機関における研究セキュリティ・研究インテグリティを扱う部署を指定し、そこで情報を統一的に管理（当部署で全ての詳細情報を管理する必要はなく、必要な時に必要な情報を収集し、組織としてのリスクマネジメントの意思決定ができる体制とすること）

【所属研究者の研究活動に関する情報】

- 所属研究者の競争的研究費（申請、採択、執行等）に関する情報
- 所属研究者の論文投稿、雑誌等への掲載、出版物等その他の研究成果に関する情報
- 所属研究者の発明・特許等その他の知的財産に関する情報

【従来の研究インテグリティの対応方針に基づく情報】

- 上記【所属研究者の研究活動に関する情報】のほか、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日）」に基づく研究者からの申告情報

【「管理対象データ」等の管理情報】

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（令和3年4月27日）」に基づき作成されたデータマネジメントプラン（DMP）に関する情報（管理対象データの範囲を含む）
- 研究機関における情報システムの管理に関する情報（サイバーセキュリティ対策等の情報）
- 研究機関の各種施設・設備等の管理に関する情報（セキュリティ対策等の情報）

研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

リスクマネジメントの手順（第2回資料より）

平時からの情報収集

「特定研究開発プログラム」への申請

① リスク確認

② リスク評価

③ リスク軽減措置

④ 実施状況確認

デュー・ディリジェンスに必要となる所属研究者、共同研究相手方等に関する追加の情報の整理・収集
「管理対象データ」※等の管理状況の確認

研究代表者の所属研究機関におけるリスク確認にあたり、追加で確認すべき事項は以下（１）～（５）のとおり。

- 共同研究先の機関においては、以下の（１）に関し、「研究代表者」を「研究分担者」に、「研究代表者の所属研究機関」を「共同研究先の機関」に読み替えた上で、（１）及び（３）～（５）について確認する
- 以下の（１）～（３）の確認に関しては、デュー・ディリジェンスを実施する
(デュー・ディリジェンス：研究活動の実施に際して、国際共同研究等に参画する研究者や研究機関の適切性を確認するプロセスのこと。具体的には、研究者や所属機関が申告する研究活動に関する透明性の確保に関する情報に関して、研究機関が、オープンソースの情報含め別途入手可能な情報等に基づいてリスクの確認と評価を行うこと)
- 必要に応じて、研究機関と資金配分機関（必要に応じて政府と相談）との間で相談・調整する
- 個人情報の取り扱いについては別途検討中

（１）【特定研究開発プログラムの研究代表者（P I）及びP Iの所属研究機関における研究参画者について】

○ 研究代表者及び研究参画者について、

- ✓ 学歴（必要に応じて指導教官等の情報を含む）、研究歴、研究費取得歴
- ✓ 研究費以外の支援等取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、兼職、名誉職等）
- ✓ 発表論文（筆頭著者、責任著者、共著者を対象）
- ✓ 外国の人材育成プログラムへの参加歴（OSDDにより確認できない情報についてはFAと相談）
- ✓ 発明・特許等の知的財産
- ✓ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日最終改定）、法令に基づく処分歴
- ✓ 当面、我が国、国連及び国際共同研究先の国等※が指定する個人のリスト等

※無償オープンソース・デュー・ディリジェンス（OSDD）ツールの活用例：
The lens、Dimensions、Espacenet、PATENTSCOPEの他、Scopus、Google Scholar、IEEE Xplore等により、勤務先・所属歴、共同研究先に関する情報の確認は可能

※場合によっては、当該国際共同研究先の国が求めるリストに応じて対応する必要がある

（２）【研究代表者が共同研究を行う場合の共同研究先の機関及び研究分担者（C O - P I）について】

○ 共同研究先の機関について（外国企業の場合にはFAと個別に相談）

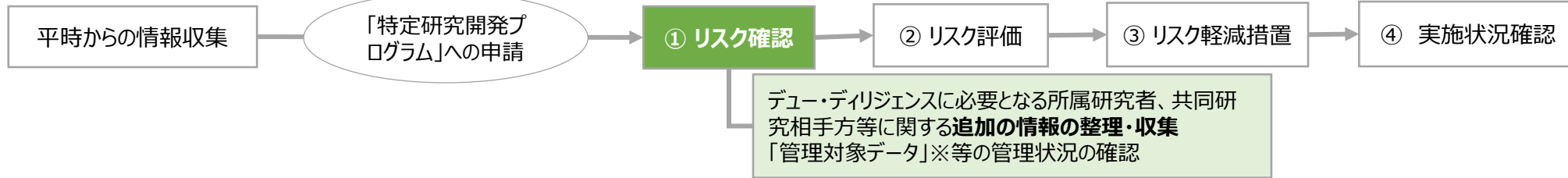
- ✓ 協力目的、当該研究分野における実績
- ✓ 資本（株式）構成、財務状況、コンプライアンス違反、レピュテーション
- ✓ 我が国、国連及び国際共同研究先の国等が指定するエンティティリスト

○ 研究分担者（C O - P I）について

- ✓ （１）の「研究代表者」を「研究分担者」に読み替えて確認

研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

リスクマネジメントの手順（第2回資料より）



（3）【当該研究費の提供機関以外であって、当該申請研究への助成、寄附、物品提供等の支援（研究費か否かを問わない）を行う個人又は法人について】

- ✓ 支援内容（資金、物品提供、報酬、役職付与等）
- ✓ 支援者（支援機関）の協力目的、支援要件（見返り要求等）
- ✓ 支援者（支援機関）に関するコンプライアンス違反、レピュテーションに関する情報（民間企業の場合は、資本（株式）構成に関する情報）

（4）【「管理対象データ」等の管理について】

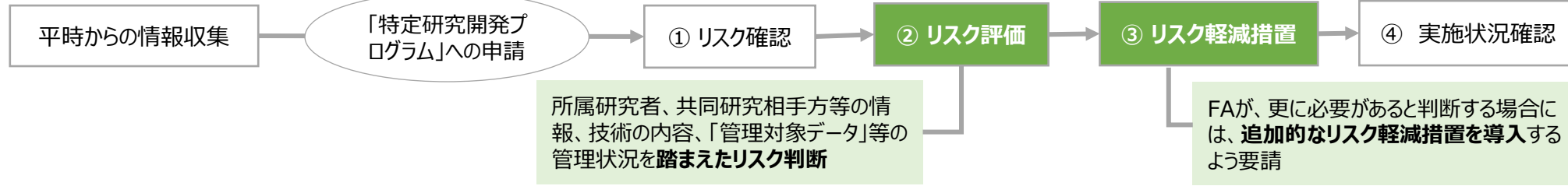
- ✓ 特定研究開発プログラムに申請する研究に関するデータマネジメントプラン（DMP）
- ✓ 当該研究における管理対象データ
- ✓ 当該研究活動の過程で発生する電磁的な形態により管理できないもの（実験装置等の物品、実験サンプル等の試料等）の管理方針
- ✓ 研究代表者が所属する研究機関における情報システム及び研究代表者が管理する情報システムの管理方針（サイバーセキュリティ対策）
- ✓ 当該研究活動で研究代表者及び研究参加者が使用する見込みの施設・設備（建屋、居室、実験室等）の管理方針（セキュリティ対策）

（5）【その他】

- 共同研究契約・協定について
 - ✓ 共同研究契約・協定について、協力内容、研究データ等へのアクセス、特許・知財の取扱い、守秘義務等の内容の適切性
- 当該手順書によらないかたちでの技術流出の防止措置について
 - ✓ 秘密保持契約（NDA）の締結や不正競争防止法に基づく営業秘密の指定等により、技術流出防止が確保される場合には、その旨を文書で資金配分機関に提出することで、当該手順書に基づくリスクマネジメントに代わる措置とすることができる（資金配分機関の判断による）

研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

リスクマネジメントの手順（第2回資料より）



<リスク評価について>

- リスク評価では多様な事案が想定され、明確な判断基準の設定が難しいことから、当面は資金配分機関と相談・調整しながら対応することとする
- 資金配分機関においては、特定研究開発プログラムへの対応を行うことで、リスク評価に関する知見や経験が蓄積されてくることから、そうした対応をある程度汎用化した事例として共有することにより、特定研究開発プログラムに申請する研究機関の参考とすることとする

<リスク軽減措置について>

- ゼロリスクを目指すのではなく、研究の推進とリスクの軽減を勘案した合理的なリスク軽減策を講じることとする基本方針に基づき、一般論としては以下のような措置が考えられる
 - ✓ 研修受講
 - ✓ データ等の情報へのアクセス権限のレベル分け
 - ✓ 建屋・設備へのアクセス権限のレベル分け
 - ✓ 取り扱う機微情報のレベルに応じたミーティング等への参加者の考慮
 - ✓ オフキャンパス等の研究場所の変更
 - ✓ サイバー攻撃への対策の強化
 - ✓ 雇用関係を持つことによるガバナンスの強化（とりわけ、研究参画者が学生の場合）
- 資金配分機関においては、特定研究開発プログラムへの対応を行うことで、具体的なリスク軽減措置についての知見や経験が蓄積されてくることから、具体のリスク軽減措置をある程度汎用化した事例として共有することにより、特定研究開発プログラムに申請する研究機関の参考とすることとする

第2章（4）プログラムに応じた取扱



「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する チェックリスト（雛形）」の整理について



(4) プログラムに応じた取扱いについて (案)

「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)」の整理について

(令和3年12月17日作成、令和5年6月29日改定)

【チェックリストの整理に向けた基本方針】

- 現行の「研究インテグリティの取組」は、研究インテグリティとして最低限担保すべき内容と、諸外国においては研究セキュリティとして実施されているような、研究セキュリティに力点を置いた内容の両方を含むことから、「手順書の基本的な枠組み」に基づいて整理
- 本手順書で求める研究セキュリティの確保の観点において、特に留意すべき項目等を挙げ、大学・研究機関等向けの研究セキュリティに関するチェックリストを新たに検討
- 研究機関における研究インテグリティの確保に係る現行の取組の変更を促すものではなく、研究インテグリティと研究セキュリティでそれぞれ力点を置く部分を明確にし、各研究機関の状況に応じた対応を奨励

研究インテグリティの確保に係るもの



組織共通の取組として
ガバナンスを高めるもの

研究セキュリティの確保に係るもの



特定研究開発プログラムに該当する
技術領域に係るもの

参考：第2回有識者会議資料より

手順書の基本的な枠組み (案)

- 従来より、**すべての研究**について、
 - 各研究機関・研究者における**研究インテグリティの確保**
 - 各研究機関における**自律的なリスクマネジメント**が求められており、今後も着実にやっていくことが必要。
- 他方で、研究セキュリティの確保に関し、G7各国等の取組状況を踏まえ、我が国が今後も同志国等との信頼関係を維持・発展させていくため、**経済安全保障上の重要技術（※対象とする重要技術についてはP.8を参照）に関する競争的研究課題と位置付けた研究**について、**資金配分機関（国、FA）が関与する仕組み**を設ける。

手順書の対象となり得る競争的研究費について



(4) プログラムに応じた取扱いについて (案)

【手順書の運用対象となる競争的研究費について】

○ 競争的研究費の定義

- ✓ 「大学、研究開発法人、民間企業等において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの。従来、競争的資金として整理されてきたものを含む。」

「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）より

- ✓ 内閣府ホームページ「競争的研究費制度」に競争的研究費制度の一覧を掲載

URL <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

○ 手順書の運用対象となり得る制度（特定研究開発プログラム）について

- ✓ 特定研究開発プログラムは、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要として国又はFAが指定する
- ✓ 特定研究開発プログラムに指定されるのは、競争的研究費のうちごく一部

【参考】対象とするプログラムの考え方（イメージ）

※第2回有識者会議資料より（令和7年5月26日開催）

